

道路台帳図書の閲覧に関する取扱い

(目的)

第1条 この規定は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条第1項第3号の規定に基づく道路台帳（以下「図書等」という。）の閲覧に供する場合における、閲覧場所その他閲覧に関しての必要な事項を定めることを目的とする。

(閲覧場所)

第2条 図書等の閲覧場所は、豊中市役所とする。

(閲覧時間)

第3条 図書等の閲覧時間は、午前9時から午後5時15分までとする。

(閲覧日)

第4条 図書等の閲覧日は、毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。

(図書等の閲覧)

第5条 図書等を閲覧しようとする者は、都市基盤部基盤管理課備え付けの閲覧申込書に住所・氏名等必要な事項を記入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、道路情報提供サービスシステム（以下「システム」という。）を使用して閲覧しようとする者は、システムにより閲覧の申込みを行うことができる。

(閲覧の方法)

第6条 図書等の閲覧は、システム出力による図書等（A3サイズ）でおこなうこととする。ただし、システム出力ができないものにあつては、簿冊等による。

(閲覧の手数料)

第7条 閲覧の手数料は、手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）「公簿等の閲覧手数料」の規定を適用する。

(閲覧の中止及び禁止)

第8条 閲覧申込み者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその者の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

- (1) 係員の指示に従わないとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めたとき。

附 則

この取扱いは、平成9年6月3日から適用する。

附 則

この取扱いは、平成18年10月20日から適用する。

附 則

この取扱いは、平成21年6月8日から適用する。

附 則

この取扱いは、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この取扱いは、平成30年6月15日から適用する。

附 則

この取扱いは、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この取扱いは、令和2年4月1日から適用する。